



中外新聞
第 一 號

不 可 翻 印

中外新聞
第 一 號

西垣文庫
文庫 10
7324
2



文庫10
7324
2

西垣文庫

中外新聞第十一號

慶應四年四月五日

横濱在留佛蘭西の教師シヤノワン氏より一封の書を寄せ且
自筆にて寫しとる地圖一枚と是より添とる一小冊とを贈り
來れり其書中の大意を今度江戸にて新聞紙開板と成とる
事誠に以て天下有益の盛業あり何卒中絶これ無き松致一
度以此一小冊を世に公布して益有る書ふれを急ぎ翻譯し
て新聞の中へ差加へられぬ松且又翻譯書往々其實を失ひ
或は新聞紙に於ては事實を乞と略して曖昧ある記し方
これ有るものあり成る丈右松の弊も流れざる松希望此事

第 二 號
よ座に云く○右の通ヰノワン氏よりヤ来りーといへ共
吾自ら佛蘭西文を譯する事能はず依て友人入江文郎又乞
て之を翻譯せしむ出板近日又あるべし先づ此事を記して
以てヰノワン氏の厚意を酬ゆと云爾

四月二日

柳河春三識

去る朔日

勅使柳原殿江戸へ下着あり

此頃中山陽山陰二道の諸國へ去冬の如く神符の類あまと
降り是より依て至て賑かるよし

京都出板の大政官日誌三月中卷八まで既に出來せし由

て友人の許より一冊ツ、送り越しより右も上方にては何
方の書林よりも自由な賣買ある由おれども當時飛脚屋荷
物運送差支へ江戸にて入手入り難し他日善き都合を得
て彼地の書林へ引合ひ此新聞紙と交易して兩地互に相弘
むべきあり

帝鑑間諸藩より京都へ歎願書を出しは處謝罪の儀尤も
いへ共大總督立置られは上も其手を經ずしては聞し召
され難きよりの付札有之因て駿府へ歸り右願書差出し
大總督に落手し成る由
仙臺へ遣えされし由 勅使九條殿并澤殿薩長の兵を率ひ

松島へ軍船よて到着し瑞巖寺に一泊其後養賢堂といふ學校に滞留のよし

大槻平次即ち磐溪を仙臺よて大番頭とあり周旋役を勤め在る由

同家の家老伊達將監是亦歎願書を持って出府の由

近日横濱へ来著あるべき人名を東久世前少將肥前侍従并よ徴士井關齋右衛門大隈八太郎陸奥陽之助等ふりと云

去る三月廿六日白銀今里村南部遠江守下屋敷火薬庫破裂し死者二人

題しらす

大神は牧

けうれつるは名をえすしけ何事も一のふう岡の花の白雪

○四月二日は觸書

此度一橋殿田安殿は連名のは歎訴狀一橋殿は持參東海道の官軍大總督宮は方へは參上且若年寄大目付は目付よも同松為歎願罷出は處上様は恭順は謹慎のは誠意相顯をれはよ付てを寛大の思召を以ては沙汰の品は先鋒總督より勅諭を以て仰出さるべくは段仰渡されはよ付てを何れも此上兼てのは趣意厚く相守り彌相慎み居は松可致は

右之趣向へ早く可なる相觸は

四月

○京都は觸書の寫

此度は一新は付石清水宇佐箱崎等八幡大菩薩の稱號止めさせられ八幡大神と奉稱は候 仰出されは事

中古以來某權現或を牛頭天王かどく稱し其外佛語を以て神號は相稱は神社少うらずは何れも其社の由緒は基づき稱號相改め可申事

但し 勅祭の神社を伺出の上相改め可し其餘の社を裁判鎮臺領主支配頭等へし出相改め可申各相改めるの

上を當局へ届出可し事

佛像を以て神體と致しは神社を以來相改可申事

附り本地かどく唱へ佛像を社前は懸け或を鰐口梵鐘

佛具等の類差置きは分を早く取除可申事

今般 王政復古舊弊は一洗を為在はし付諸國大小の神社よおいて僧形よて別當或を社僧かどく相唱へは輩を復飾は 仰出は若復飾の候無餘候差支これ有る分を可申出は 仍て此段可相心得事

但し別當社僧の輩復飾の上を是までの僧位僧官返上勿論よは官位の候を追て 此沙汰在らせらるべき旨

伺の通在 仰出の事

當今の處衣服を淨衣よて勤仕可致事

右之通相心得復飾いとしの面々當局へ届出可申上ひ也

辰三月

神祇事務局

○

比叡山并又三井寺の僧徒へ還俗の事を 仰出されしこと
の風聞有り虚實いまだ詳ならず

勅使橋本殿柳原殿昨四日出入城即日池上へは歸りあり
亞墨利加よて買入する鐵船去る二日横濱よ著す軍艦役並

笠原健藏岩田平作乘込みて來る